



福岡医発第 1179号 (地)
平成14年 9月30日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 敬 次 郎



日本医師会認定健康スポーツ医の更新のための基準の改正について（通知）

初秋の候 貴職ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成5年に標記基準を作成いたしておりましたが、この度、認定健康スポーツ医の先生方が認定医の更新をされる場合に、単位をより広く取得し易くなることを考慮し、日本医師会認定健康スポーツ医の更新のための再研修会並びに実践活動の申請基準を別紙のとおり改正いたしましたので、ご通知申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても地元で開催されるイベント等で日医認定健康スポーツ医の更新単位になる内容がありましたら申請されますようご案内申し上げます。

なお、

1. 再研修会は日本医師会の承認が必要になり、日本医師会の締め切りにあわせて申請いたしますので、催事内容並びに講師略歴をお付けいただき、開催2か月前までに申請されますようお願い申し上げます。
2. 実践活動については、日本医師会への承認は必要ございませんが全理事会で協議・承認する必要がございますので、同様に、催事内容を開催2か月前までに申請されますようお願い申し上げます。

※主な改正点

1. 再研修会について

- ①福岡県医師会が主催するものを基本とし、各郡市医師会で開催するものは認定されないところを福岡県医師会並びに各郡市医師会が主催又は共催、後援するものも申請可能とした。
- ②学会・研究会・企業等が企画する場合においても、福岡県医師会並びに各郡市医師会が後援すれば申請可能とした。

2. 実践活動について

- ①各郡市医師会が主催・共催となる催しは、日医認定健康スポーツ医3名以上、地域住民30名以上の参加者が必要とあった文言を除いたこと。

日本医師会認定健康スポーツ医の更新のための基準

I. 日本医師会認定健康スポーツ医の更新のためには、認定を受け登録を受けた日から5年間に次の①②③の要件を満たすことが必要である。

- ①日本医師会が実施または承認した再研修会3単位以上を受講修了していること。
- ②健康スポーツ医として学校、職場、地域などにおいてスポーツ医学の立場からの指導・教育・診療などの実践活動を行っていること。
- ③日本医師会が承認した学会等への参加。(当分の間努力規定)

II. 福岡県医師会認定健康スポーツ医認定基準

1. 再研修会について

- ①日本医師会認定健康スポーツ医の更新のための再研修会は、日本医師会が示す研修内容を参考として企画し、必要事項(日程、時間、会場、受講資格、研修内容、単位数、講師等)を作成し、本会全理事会で承認をうけ日本医師会へ申請期日に併せて申請する。(2か月に1回)
- ②福岡県医師会並びに各郡市医師会が主催する再研修会が望ましい。
- ③その他学会・研究会・企業等が企画する場合においては、福岡県医師会並びに各郡市医師会が後援すること。
- ④企業等が介入する場合においては、企業等の宣伝にならぬ様に内容に注意すること。
- ⑤主催者は受講証明証を発行し、日医認定健康スポーツ医に手交すること。
- ⑥諸行事終了後、速やかに報告書(参加者名簿)を福岡県医師会へ提出すること。

※研修内容(例示)

- ①運動プログラム特論②スポーツ栄養特論③女性とスポーツ特論④発育期の運動特論
 - ⑤中高年齢者の運動特論⑥運動処方特論⑦運動処方実習⑧運動負荷テスト特論⑨運動負荷テスト実習⑩運動療法特論⑪その他、スポーツ医学に関連することなど
- 質の高い内容が求められている。90分 1単位

※講師

上記研修内容を参考にして講師を選定すること。

2. 実践活動について

「健康スポーツ医として学校、職場、地域などにおいてスポーツ医学の立場からの指導・教育・診療などの実践活動」については、以下の要件を満たすものを日本医師会認定健康スポーツ医更新のための実践活動単位として認める。

- ①日本医師会認定健康スポーツ医の更新のための実践活動としての単位申請については、催事内容を開催2か月前までに福岡県医師会に申請、本会全理事会で承認を受けること。
- ②地域住民の参加を得て、福岡県医師会並びに各郡市医師会が主催するもの。又は福岡県医師会が共催・後援するもの。
- ③地方自治体が企画したスポーツ関連の催事に福岡県医師会並びに郡市医師会が共催・後援するもの。

上記基準は、福岡県医師会独自のものであり日本医師会で作成された場合は、その基準を適用する。

基準設定 平成 5年 1月 7日
改正 平成14年 9月25日

日本医師会認定健康スポーツ医制度フローチャート

